

平成28年における監督指導結果の概要

茨城労働局労働基準部監督課

平成28年1月から12月までの1年間に、県内の各労働基準監督署が事業場に対して行った監督指導結果の概要は次のとおりです。

1 監督指導の実施状況

定期監督等を実施した事業場（賃金不払、解雇など労働者からの申立てにより実施したものを除く）は2,492件、このうち何らかの法違反が認められた事業場数は1,774件でした。違反率は71.2%であり、前年と比較して約4パーセント低くなりました。

工業的業種全体の違反率は70.4%でした。このうち製造業における違反率が最も高く、75.6%でした。

非工業的業種全体の違反率は72.7%でした。このうち商業及び保健衛生業における違反率が高く、それぞれ78.8%、84.2%でした。

2 主要法条別の違反状況

① 労働基準法の違反

最も多かった違反は、時間外労働に関する協

定の締結・届出を行わずに、あるいは協定の限度時間を超えて時間外労働を行わせたというものでした。次いで多い違反は、割増賃金（時間外労働、休日労働、深夜労働）が適正に支払われていないというものでした。

② 労働安全衛生法の違反

安全基準に関する違反が最も多く、特に建設業では、墜落防止措置の不備のほか、注文者としての元請事業者の違反も含めると270件（違反率42.1%）の違反が認められました。次いで健康診断を法定の期間内ごとに実施していない等の違反が多い結果となりました。

労働災害発生のおそれがある危険な機械設備、作業、場所については、使用停止、作業停止、立入禁止などを命ずることとしており、建設業において53件、製造業において28件の処分を行いました。

平成28年定期監督等実施状況

事項	業種														
	全業種	工業的業種	製造業	建設業	運輸交通業	その他	非工業的業種	商業	保健衛生業	接客娯楽業	その他				
定期監督等実施事業場数	2,492	1,642	824	641	163	14	850	326	76	98	350				
違反事業場数	1,774	1,156	623	413	112	8	618	257	64	67	230				
違反率（%）	71.2	70.4	75.6	64.4	68.7	57.1	72.7	78.8	84.2	68.4	65.7				
主要法条別違反状況	労働基準法	15条	労働条件の明示	315	139	108	13	17	1	176	94	14	26	42	
		23条 24条	賃金の支払い	163	42	34	3	5	0	121	27	9	13	72	
		32条 40条	労働時間	614	395	282	27	79	7	219	106	24	33	56	
		35条	休日	58	26	19	1	6	0	32	17	1	4	10	
		37条	割増賃金	400	185	139	19	25	2	215	107	37	27	44	
		89条	就業規則	207	77	50	6	18	3	130	68	12	23	27	
		108条	賃金台帳	178	61	21	8	31	1	117	36	10	11	60	
		最賃法 4条	最低賃金の効力	89	45	37	0	8	0	44	20	5	12	7	
		労働安全衛生法	14条	作業主任者	159	157	131	23	3	0	2	1	1	0	0
			20条 25条	安全基準	405	365	159	200	6	0	40	13	2	2	23
				衛生基準	194	183	164	16	3	0	11	3	3	0	5
			31条	注文者の措置	71	70	0	70	0	0	1	0	0	0	1
		66条	健康診断	396	220	165	12	42	1	176	87	12	26	51	
使用停止等処分事業場数		85	81	28	53	0	0	4	0	0	0	4			
司法処分事業場数		27	19	6	10	3	0	8	4	0	0	4			

（注）「違反率」は、何らかの法違反が認められた事業場数を監督実施件数で除したものである。